

小規模保育事業所等の新規開設に係る募集について (平成30年4月開設分)

本市子ども・子育て支援事業計画における「保育の量の見込み」の見直しについては、11月21日の子ども・子育て会議において御議論いただき、平成31年度末までの提供区域別、確保方策別の必要量が確定いたしました。

このうち、上京区、右京区及び西京区につきましては、現時点における平成30年4月向けの整備等による受入枠の確保状況や、各保育施設・事業所から各区役所に報告された受入枠の状況等を踏まえると、平成30年4月の利用調整が厳しい状況になることが見込まれます。

そこで、当該行政区につきましては、平成31年度末までの整備計画を先行実施し、平成30年4月付で小規模保育事業所等を開設する事業者を以下のとおり募集することとしますのでお知らせします。

1 募集要件

(1) 募集地域等

今回の募集においては、次に掲げるア又はイのいずれかを満たすことを要件とします。

ア 次の2項目を満たす場合

- 小規模保育事業等の設置（新設）が特に必要な地域等（下表1参照）における開設であること。
- 連携施設（下表2に掲げる全ての連携項目が確保できている場合に限る）となる教育・保育施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を確保できると認められること。
なお、実効性のある連携協力となるよう、当該小規模保育事業等と連携施設との距離は概ね1kmまでとします。

イ 次の2項目を満たす場合

- 下表1に示す提供区域（上京区、右京区及び西京区）における開設であること。
- 利用乳幼児に対する保育が適正・確実に行われるとともに、3歳到達に伴う教育・保育施設への移行が円滑に進むよう、教育・保育施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）と下表2に掲げる全ての事項に係る連携協力を行う連携施設となることができ、かつ、当該連携施設が小規模保育事業所等開設予定地と同一の敷地内又は隣接する敷地内（公道を挟む程度まで許容）に確保できると認められること。

表 1 < 小規模保育事業等の設置（新設）が特に必要な地域等 >

提供区域	小学校区	整備必要量 (人)	備考（特に必要な地域等）
上京 1	京極，新町，室町，西陣中央，御所南 (上京区内)	2 5	地下鉄烏丸線今出川駅徒歩圏内
上京 2	乾隆，翔鸞，正親，二条城北，仁和	9	
右京 1	高雄，宇多野，御室，花園	1 4	地下鉄東西線太秦天神川駅徒歩圏内， 阪急京都線西院駅徒歩圏内， 阪急京都線西京極駅徒歩圏内
右京 2	広沢，嵐山，嵯峨	1 5	
右京 3	安井，山ノ内，太秦，南太秦，常盤野，嵯峨野，梅津北，梅津	5	
右京 4	西院，葛野，西京極，西京極西	0	
西京 1	嵐山東，松尾，松陽，桂川	1 6	阪急京都線桂駅徒歩圏内
西京 2	桂徳，桂，桂東，川岡，川岡東，樫原	0	

表 2 < 連携協力の項目（3 項目） >

- ・ 園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援（集団保育の提供）
- ・ 職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当該小規模保育事業等に代わって保育を提供（代替保育の提供）
- ・ 保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入（3 歳児以降の受入れ）

※ 小規模保育事業等の認可基準においては，子ども・子育て支援新制度施行の日から 5 年間（平成 3 1 年度末まで）は連携施設を確保していなくても可とする経過措置が設けられていますが，当該経過措置の終了が迫っていることを踏まえ，今回の募集においては連携施設の確保を要件とします。

(2) その他の要件

ア 避難路の確保

乳児室，ほふく室及び保育室を 2 階以上に設置する場合は，
別紙 2 のとおり，避難設備等が基準上必要になりますが，1 階に設ける場合であっても，避難上有効な位置に非常口を設置し，2 方向の避難を確保してください。

イ 建物に関する事前相談

- 新たに小規模保育事業等を開始する場合は、使用を検討している建物について、所管の消防署に届出が必要になりますので、事前に消防署に相談してください。
- 建築基準法上の建物用途の変更が必要になる場合がありますので、京都市都市計画局建築審査課へ事前に相談するなど、設計士と協議のうえ適切に対応してください。

ウ 事業所の開所時間について

開所時間は必ず最低 1 1 時間とし、そのうえで時間外保育を実施する事業者を別途評価します。

※ 事業計画書の提出に当たっては、上記の基準全てを満たしている必要があります。

2 事業計画書の提出に係る注意事項について

小規模保育事業所等の開設を希望する事業者は、京都市幼保総合支援室と事前協議のうえ、開設に係る事業計画書を提出してください。

(1) 事前協議及び事業計画書提出の期限

開設を希望される事業者は、1 2 月 1 2 日（火）までに当室担当者と事前協議をしたうえで、1 2 月 1 5 日（金）午後 4 時 3 0 分までに事業計画書及び必要添付書類の全てを提出してください。（期限を過ぎた場合、受け付けることは一切できません。）

(2) 提出書類及び提出方法

事業計画書（本市指定様式）及び必要添付書類の全てを以下の提出先まで持参してください。

なお書類提出の際、書類に不備等ないか一定の時間協議を行いますので、提出の際は必ず事前に電話で予約のうえ、御来庁ください。事前協議については、受付期間中（土曜及び日曜を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの時間帯でお願いします。

代表者、管理者予定者等、事業内容を把握し、決定権限を持つ方にお越しいただければ協議が円滑に進みます。

なお、コンサルタント業者等のみによる相談には応じられません。

< 提出先 >

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5 6 6 - 1
井門明治安田生命ビル 3 階
京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
（認可・確認担当）
電話 0 7 5 - 2 5 1 - 2 3 9 0

(3) その他注意事項

(2)に掲げる必要添付書類には、開設予定場所の不動産登記簿謄本原本や設置法人の法人登記簿謄本原本など法務局で入手していただく書類や賃貸借契約書又は賃貸借契約に係る覚書など契約相手方との取り交わしが必要な書類も含まれていますので御留意ください。

3 整備改修費補助対象事業者

整備改修費補助（対象は社会福祉法人，学校法人，公益法人及び医療法人のみ）を希望する場合は、開設希望の事前協議と併せて幼保総合支援室に御相談ください。（上記の開設に係る事業計画書及び必要添付書類以外に別個に指示する整備改修費補助に係る事業計画書の提出が必要となります。）

なお、予算の都合がつかない場合や、整備の必要性が高くない区域に開設する場合については、整備改修費補助の対象とならない場合がありますので御了承ください。

4 事業概要等

(1) 事業者の資格

別紙1 「児童福祉法における家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準」のとおり

(2) 事業所の認可基準

別紙2 「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」のとおり

(3) 事業所の運営に関する基準

別紙3 「京都市子ども・子育て支援法施行条例」のとおり

(4) 保育料

利用者から保育料を直接徴収していただきます。

保育料の金額については、市民税の所得割額等に応じ、京都市が決定します。

(5) 地域型保育給付等

利用者に支給される、保育に係る給付（公定価格から(4)の保育料を差し引いた額）については、原則として京都市から小規模保育事業者等に直接支払います（法定代理受領）。

5 認可申請までの流れについて

(1) 開設予定地の現地確認について

事業計画書の提出後、開設予定地の現地確認を実施します。

建物の貸借契約を今後締結する予定となっている場合は、現地確認できるよう、家主と調整をお願いします。

建物を建築・改装中の場合は、竣工又は改装完了後、あらためて現地確認を実施します。

(2) 認可申請対象事業者の選定

同一の提供区域内において、同じ受付期間内に複数の事業者から事業計画書の提出があり、かつ当該事業者が予定する定員の合計数が、整備必要量を上回る場合は、需給調整が必要となるため、提出された事業計画書を基に、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会「認可・確認部会」において、認可申請の対象事業者を選定します。選考基準については、**別紙4**「選考基準（地域型保育事業）」を御参照ください。

なお、認可申請の対象事業者に選定されなかった場合でも、提出いただいた事業計画書等一式は返却いたしませんので御了承ください。

6 認可申請に係る手続について

(1) 認可申請

認可申請対象として選定された事業者に対し、認可申請書を交付します。本市が定める期間内に、認可申請書及び必要関係書類を御提出いただきます。

(2) 利用定員の設定

事業認可に当たっては、事業者からの申請に基づき、京都市において利用定員を設定します。

(3) 認可しない場合

認可申請の内容を審査した結果、認可しないこととなった場合には、速やかにその旨を通知します。